

2012くらしのサポーター通信

家庭内の子供の安全について

ハイライト:

□今月のテーマ

・家庭内の子どもの安全について

・ワシントン条約について

□お知らせ

消費者まつりの開催について

□交流コーナー

コラム

年齢に応じた経験でこそ～花祭り～

子どもや高齢者が事故にあいやすいことはよく知られていますが。

また、3歳未満の子どもの事故は、家庭内で起きています。最近の具体的な事例としては、次のような事故があります。

○水の事故

乳幼児は体に比べて頭が大きく、水に頭から落ちると自分では起きあがれません。そのため、わずか10cmの深さでも口と鼻をおおうだけの水があれば、溺れてしまいます。

浴槽、洗濯機、便器などで事故が起きています。

小さなお子様からは目を離さないようにしましょう。

○やけど

子どもは何にでも興味をもって、熱いものでも触ったりしてしまいます。

(独)国民生活センターの調査によると、1位調理食品(みそ汁やめん類、シチューなど)、2位ストーブ、3位電気ジャーポット、4位花火、5位電気アイロンとなっています。

子どもの手の届かないところに置くようにしましょう。

○誤飲

乳幼児は、何でも口に入れようとします。

小さなお子様が冷蔵庫に付けてあったマグネットを飲み込んだり、うっかり置いていた使用済の磁気絆創膏の磁石を飲み込んでしまう事故が多数起こっています。

小さな磁石は、お子様の手の届かないところに置きましょう。



○転倒・転落

子どもは昨日できなかったことが今日できるようになり事故が起きます。昨日までできなかった寝返りをするようになるとベッドやソファから転落し、ハイハイができるようになると階段やいすから落ち、歩くようになるとどこでも転んだり、落ちたりします。特に窓やベランダから転落すると入院するような大怪我をします。

階段の上下の入り口に柵を付けたり、窓際やベランダの近くに、子どもの踏み台になるようなものは置かないようにしましょう。

○ライター

旧式ライターによる子どもの火遊びが疑われる事故が発生しています。ライターの火遊びによる火災を防ぐために、周囲の大人が注意しましょう。

・家の中、車の中にライターを放置せず、子どもの手の届かない場所にきちんと保管しましょう。

・子どもにライターを触らせないようにしましょう。

・子どもがライターで火遊びをしているのを見かけたら、すぐに注意してやめさせましょう。

・理解できる年齢になったら、子どもに火遊びの危険性を教えましょう。

・古いライターは使い切るかガス抜きをして、各自治体のルールに従って正しく廃棄しましょう。

ワシントン条約について

2年前にマグロが食べられなくなると、新聞報道があり覚えていられる方もおいでるかと思いますが、私たちの消費活動は世界中と繋がっています。

そこで、野生動植物及びその加工品については、国際的な取り決めがあります。

野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図る目的で、1973年3月、アメリカ合衆国でワシントン条約が採択されました。この条約は、正式には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」といい、1975年に発効し、日本は1980年8月に加盟しました。2010年4月現在、日本を含めて175カ国が加盟しています。

ワシントン条約では、国際取引の対象となる動植物は附属書とよばれるリストに掲載されています。「附属書」は、絶滅のおそれの度合いに応じて、規制内容の異なる「附属書Ⅰ」「附属書Ⅱ」「附属書Ⅲ」に分かれています。

輸出入する場合には、輸出国の政府が発行する許可証が必要となります。

「附属書Ⅰ」は、絶滅のおそれのある種で、取引により影響を受ける生き物で、商業目的のための輸出入は禁止されています。学術的な研究のための輸出入などは、輸出国と輸入国の政府が発行する許可証が必要となります。主な掲載種はジャイアントパンダ、トラ、ゴリラ、オランウータン、アフリカゾウ、などの動植物です。

「附属書Ⅱ」は、現在は、必ずしも絶滅のおそれはないが取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれがある種となりうる生き物で、輸出入には、輸出国の政府が発行する許可証が必要となります。ホッキョクグマ、カバ、カメレオン、トモエガモ、野生のサボテン、野生のランなどの動植物です。

「附属書Ⅲ」は、その生き物が生息する国が、自国の生き物を守るために、国際的な協力を求めている生き物で、カナダのセイウチ、ネパールのアジアスイギュウなどです。

附属書に載っている生き物については、生きていた状態での取引だけでなく、その生き物の肉や皮や骨製などの部分やそこから作られたバッグ、ベルト、靴、コート等衣類、細工品、漢方薬などの製品の取り引きも制限されることとなります。

また、どの附属書に、どの生き物を載せるかは、2年ごとに開かれるワシントン条約締約国会議で話し合われます。

(独) 国民生活センターによると、海外のネットオークションでギターを落札し、代金を支払ったが、ワシントン条約で輸入が規制されている材質だったため入手できなかったという相談事例があります。

私たちは、無意識のうちに世界中の動植物の恩恵の下、暮らしており、私たちの消費活動が世界の野生動植物に影響を与えていることを再認識し、注意する必要があります。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851
徳島市徳島町城内2番地1
とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
 - ・啓発受付 088-625-8285
 - ・事務担当 088-623-0612
 - ・ファクシミリ 088-623-0174
- Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp
ホームページ
<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

くらしのコラム

年齢に応じた経験でこそ～花祭り～

子どもの頃、昭和20年の前半の思い出である。早朝に起こされて、3合瓶にいくばくかの銭をあてがわれ、兄に連れられて、お寺に行った。裏から入ると大きな釜にいっぱい甘茶が沸いていた。

その後、転居を重ねたので、すっかり忘れていた。高校生になってから、その行事が「花祭り」であったことを知ったのは、受験勉強の結果だ。俳句では、花祭りは春の季語である。

旦那寺のない私は、子どもに花祭りの甘茶を味あわせてやりたいと思ったが、できぬままだ。たまたまある礼所寺で甘茶を頂く機会があった。ほんのりと甘かったが、おいしいとは思わなかった。

季節の行事は、季節とともによい年齢で味わうものなのだ。

くらしのサポーター 三原茂雄

「2012消費者まつり」の開催について

テーマ：「安全・安心 いま新たなステージへ」

消費者月間である5月に消費者同士の交流の場を設け、消費生活情報の提供および消費者教育・啓発に関する事業を実施し、消費者の自立支援および行政・事業者との交流・連携のネットワークの拡大を図ることを目的として開催します。ご参加ください。

1日 時 平成24年5月19日(土) 11:00~15:30

2場 所 とくぎんトモニプラザ(徳島県青少年センター)
3階大会議室・2階体育室

3主 催 徳島県・NPO法人徳島県消費者協会

4共 催 徳島県金融広報委員会

5入 場 料 無料

6開 催 内 容 消費者宣言(消費者活動に関する発表、寸劇)・講演会・
展示販売および活動報告・啓発展示等



くらしのサポーター担当者より

今年度、湯浅から引き継いだ石川です。消費者行政は初めてですので、どうぞよろしくお願いいたします。

2012くらしのサポーターの募集が始まりました。

くらしのサポーターは、消費者情報センターと消費者をつなぎ、消費者に役立つ情報を広めたり、地域の情報やニーズをセンターに取り次ぐ担い手として、とても大切な存在です。平成24年度もよろしくお願いいたします。